

鴨川市訓令第 1 号

鴨川市調査、測量、設計等業務委託に係る最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、市が発注する調査、測量、設計等の業務委託（以下「業務委託」という。）に係る入札において地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）及び鴨川市財務規則（平成 17 年鴨川市規則第 46 号）第 109 条第 1 項の規定により設定する最低制限価格の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第 2 条 最低制限価格を設定する契約は、予定価格が 50 万円を超える業務委託の契約であって、別表業務の欄に掲げる業務に係るものとする。ただし、当該契約の履行に関しその必要がないと認める場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格)

第 3 条 最低制限価格は、別表業務の欄に掲げる業務の区分に応じ、予定価格の算出の基礎となったそれぞれ同表最低制限価格の基準となる額の欄に定める額（1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額（その合計額が予定価格に同表の上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額を超える場合にあっては当該乗じて得た額、予定価格に同表の下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該乗じて得た額）に 1 万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、その端数を切り捨てた合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、業務委託の性質上、同項の規定により最低制限価格を算定することが困難であるものについては、別表業務の欄に掲げる業務の区分に応じ、入札書比較価格に同表の下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額から入札書比較価格に同表の上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額の範囲内で適正と認める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

業務	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
土木関係の建設コンサルタント業務	(1) 直接人件費の額 (2) 直接経費の額 (3) その他原価に 100 分の 90 を乗じて得た額 (4) 一般管理費等に 100 分の 48 を乗じて得た額	100 分の 80	100 分の 60
建築関係の建設コンサルタント業務	(1) 直接人件費の額 (2) 特別経費の額 (3) 技術料等経費に 100 分の 60 を乗じて得た額 (4) 諸経費に 100 分の 60 を乗じて得た額	100 分の 80	100 分の 60

測量業務	(1) 直接測量費の額 (2) 測量調査費の額 (3) 諸経費に 100 分の 48 を乗じて得た額	100 分の 82	100 分の 60
地質調査業務	(1) 直接調査費の額 (2) 間接調査費に 100 分の 90 を乗じて得た額 (3) 解析等調査業務費に 100 分の 80 を乗じて得た額 (4) 諸経費に 100 分の 48 を乗じて得た額	100 分の 85	3 分の 2
補償関係コンサルタント業務	(1) 直接人件費の額 (2) 直接経費の額 (3) その他原価に 100 分の 90 を乗じて得た額 (4) 一般管理費等に 100 分の 45 を乗じて得た額	100 分の 80	100 分の 60